

板橋区コミュニティバス実験運行事業実施要綱

(平成 22 年 3 月 30 日区長決定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、板橋区が民間事業者の協力を得て、平成 20 年度板橋区コミュニティバス等導入検討調査で明らかにされた相対的に公共交通サービス水準が低い地域の公共交通サービス水準を改善するため、当該地域のバス路線の確保を目的とする板橋区コミュニティバス実験運行事業（以下「実験運行事業」という。以下同じ。）の実施と、区民への周知及び事業効果の検証について必要な事項を定めるものとする。

(実施方針の策定)

第 2 条 板橋区は、実験運行事業を実施するため、あらかじめ実施しようとする地域の実施方針を策定するものとする。

(実験運行事業費の補助)

第 3 条 板橋区は、前条により選定された実験運行事業者（以下「実験運行事業者」という。以下同じ。）の運行に当たって、予算の範囲内で必要な経費を補助するものとする。

2 前項の補助金の算定・交付等必要な事項については、別に定める。

(実験運行期間)

第 4 条 実験運行事業の期間は 4 年間とする。

(実験運行期間中の検証、評価)

第 5 条 板橋区は、実験運行期間中、区の負担、区民の利便性の向上、地域活性化の進展等を総合的に検証、評価し、本格運行実施の是非を決定する。

2 前項の検証、評価に必要な資料の収集については、板橋区と実験運行事業者が互いに協力して行う。

(区と実験運行事業者の協力)

第 6 条 板橋区と実験運行事業者は、実験運行事業の実施に関し互いに協力しなければならない。

(各課の協力)

第 7 条 実験運行事業の実施に当たっては、道路、観光、文化、産業振興等関係する課が協力して実施するものとする。

(区民の意見聴取等)

第 8 条 板橋区と実験運行事業者は、実験運行事業の実施に当たり、当該地域の住民の意見を聴取し、可能な限り意見を反映するものとする。運行開始後においても同様とする。

(検討会の設置)

第 9 条 実験運行期間中の検証、評価、次路線の検討等を行うため、検討会を設置する。

2 検討会の構成、運営等必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。